

議案第22号

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例

次とおり鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の

規定により、本議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例（平成12年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(定義)					(定義)

<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設であって、別表の左欄に掲げるものをいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(指定施設の監視等)</p> <p>第4条 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、焼却施設にあつては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場にあつては埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならない。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設並びに<u>焼却施設から発生する灰を溶融して処理する施設</u>(以下「<u>灰溶融施設</u>」という。)であつて、別表の左欄に掲げるものをいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(指定施設の監視等)</p> <p>第4条 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、<u>焼却施設又は灰溶融施設</u>にあつては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場にあつては埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならない。</p>
--	--

い。

2～4 略

別表（第2条、第6条関係）

産業廃棄物処理施設		限度額
最	廃棄物の処理	5,000万円
終	及び清掃に関	
処	する法律施行	
分	令（昭和46年	7,500万円
場	政令第300	
	号）第7条第	
	14号口に掲げ	1億円
	るもの	
	廃棄物の処理	1億円
	及び清掃に関	

2～4 略

別表（第2条、第6条関係）

産業廃棄物処理施設		限度額
最	埋立容量が10万立方メー	7,500万円
終	トル以上20万立方メー	
処	トル未満のもの	
分	埋立容量が20万立方メー	1億2,000万円
場	トル以上30万立方メー	
	トル未満のもの	
	埋立容量が30万立方メー	1億5,000万円
	トル以上のもの	
	埋立容量が5万立方メー	3億5,000万円
	トル以上15万立方メー	

する法律施行 令第7条第14 号ハに掲げる もの	未満のもの 埋立容量が15万立方メー トル以上25万立方メー トル未満のもの	<u>5億3,000万円</u>	<u>1億5,000万円</u>
	埋立容量が25万立方メー トル以上のもの	<u>7億円</u>	<u>2億円</u>
	焼却施設 1日当たりの処理能力が 10トン以上20トン未満の もの	<u>7,500万円</u>	<u>5,000万円</u>
焼却施設	1日当たりの処理能力が 20トン以上30トン未満の もの	<u>1億2,000万円</u>	<u>7,500万円</u>
	1日当たりの処理能力が 30トン以上のもの	<u>1億5,000万円</u>	<u>1億円</u>
	灰溶融施設 1日当たりの処理能力が	5,000万円	5,000万円

